○環境省告示第六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　関電ジオレ株式会社

ロ　住所　兵庫県尼崎市東浜町一番地の一

ハ　代表者の氏名　代表取締役　柴垣　雄一

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

兵庫県尼崎市東浜町一番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十五年一月二十一日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課並びに尼崎市経済環境局環境部産業廃棄物対策担当及び大庄地域振興センター

○関東地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
厚木市上依知字八幡ケ谷戸六〇四番四から同市上依知字八幡ケ谷戸五八八番五まで	前	三六・九〇～六〇・六〇（メートル）
	後	三九・二〇～六四・一〇（キロメートル）〇・〇五九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市須和田一丁目八一八番二から同市須和田一丁目一七七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月三十一日

○関東地方整備局告示第四十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月三十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	塩川　真
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年一月七日

○関東地方整備局告示第四十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月三十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　22

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本確認センター株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	長谷　俊明
変更後	花﨑　賢一、吉尾　晃一

(2)　変更年月日

平成二十五年一月八日

○関東地方整備局告示第四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月三十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人さいたま住宅検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	村井　靖彦

(2)　変更年月日

平成二十五年一月二十一日